

令和6年度八千代市教育委員会第8回定例会

令和6年11月13日
午後1時30分

議 事 日 程

1 開会

2 会議録署名人の指定

3 前回会議録の承認

4 報告事項

各課報告

5 議事

議案第1号 附属機関の委員の委嘱について

(八千代市いじめ問題対策連絡協議会委員)

議案第2号 八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 令和6年度八千代市一般会計補正予算(第5号)案
について

議案第4号 指定管理者の指定について

(八千代市市民ギャラリー, 八千代市立中央図書館, 八千代市
立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館)

6 閉会

【各課報告】

- 1 睦中学校学区内の高津中学校許可学区の扱いについて（学務課）
- 2 千葉県児童生徒科学作品展について（指導課）
- 3 千葉県中学校総合体育大会八千代市予選駅伝の部について
（保健体育課）
- 4 審議会等の開催報告について
 - （１）八千代市公民館運営審議会（生涯学習振興課）
 - （２）八千代市文化財審議会（文化・スポーツ課）
- 5 栄町公園地下駐輪場連絡通路展示について（文化・スポーツ課）

議案第 1 号

附属機関の委員の委嘱について

附属機関の委員に下記の者を委嘱したいので、ご承認願いたい。

令和 6 年 1 1 月 1 3 日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

記

1 八千代市いじめ問題対策連絡協議会委員

委員の退任に伴い、次期委員を委嘱したい。

任期：令和 6 年 1 1 月 1 3 日～令和 7 年 4 月 2 0 日

区分	氏名	経歴・職業	備考
市の職員	穴浦 重智	八千代市教育委員会 適応支援センター所長	新任

議案第 2 号

八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定することを市長に申し出ることについて、ご承認願
いたい。

令和 6 年 1 1 月 1 3 日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 9 年八千代
市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八千代市教育支援センターの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「八千代市適応支援センター」を「八千代市教育支援センター」
に改める。

第 2 条中「の自立を促すとともに、学校生活への復帰を図ることを支援す
る」を「に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本
的生活習慣の改善等のための相談及び支援を行うことにより、その社会的
自立を促す」に、「八千代市適応支援センター」を「八千代市教育支援セ
ンター」に、「適応支援センター」を「教育支援センター」に改める。

第 3 条中「適応支援センター」を「教育支援センター」に改め、同条の表
中「八千代市適応支援センター」を「八千代市教育支援センター」に改め
る。

第４条各号列記以外の部分中「適応支援センター」を「教育支援センター」に改め、同条第１号中「学校生活への復帰のための指導及び援助」を「社会的自立のための支援」に改め、同条第３号中「適応支援センター」を「教育支援センター」に改める。

第５条から第１０条までの規定中「適応支援センター」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

適応支援センターの名称等を変更するため、条例を改正いたしたい。

議案第 3 号

令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 5 号）案について

令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 5 号）案を下記のとおり市長に申し出ることについて、ご承認願いたい。

令和 6 年 1 1 月 1 3 日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

記

令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 5 号）案

令和6年度 八千代市一般会計補正予算（第5号）案

歳 出

（単位：千円）

No.	科 目					細 事 業 名	節		細 節		説 明	補 正 前	補 正 額	計	担 当 課
	款		項		目										
1	10	教育費	1	教育総務費	2 事務局費	学校教育総務事業	12	委託料	1	委託料	旧少年自然の家用地確定測量業務委託料の追加	73,949	15,000	88,949	学務課
2	10	教育費	2	小学校費	1 学校管理費	小学校管理事業	10	需用費	1	消耗品費	令和7年度学級数の増加に伴う管理用消耗品費の増額	17,817	6,204	24,021	教育総務課
3	10	教育費	2	小学校費	1 学校管理費	小学校管理事業	17	備品購入費	1	備品購入費	令和7年度学級数の増加に伴う管理用備品購入費の増額	13,557	15,409	28,966	教育総務課
4	10	教育費	2	小学校費	2 教育振興費	小学校教育振興事業	10	需用費	1	消耗品費	令和7年度学級数の増加に伴う教材用消耗品費の増額	32,969	122	33,091	教育総務課
5	10	教育費	2	小学校費	2 教育振興費	小学校教育振興事業	17	備品購入費	1	備品購入費	令和7年度学級数の増加に伴う教材用備品購入費の増額	10,333	135	10,468	教育総務課
6	10	教育費	2	小学校費	3 学校建設費	小学校施設整備事業	12	委託料	1	委託料	大和田小学校長寿命化改修工事に係るPFI空調設備移設等業務委託料の増額	48,246	18,843	67,089	教育総務課
7	10	教育費	2	小学校費	3 学校建設費	小学校施設整備事業	14	工事請負費	1	工事請負費	法令点検指摘事項・老朽対応等に係る工事請負費の増額	1,892,077	7,483	1,899,560	教育総務課
8	10	教育費	3	中学校費	1 学校管理費	中学校管理事業	10	需用費	1	消耗品費	令和7年度学級数の増加に伴う管理用消耗品費の増額	13,925	575	14,500	教育総務課
9	10	教育費	3	中学校費	1 学校管理費	中学校管理事業	17	備品購入費	1	備品購入費	令和7年度学級数の増加に伴う管理用備品購入費の増額	19,496	1,447	20,943	教育総務課
10	10	教育費	3	中学校費	2 教育振興費	中学校教育振興事業	10	需用費	1	消耗品費	令和7年度学級数の増加に伴う教材用消耗品費の増額	18,758	70	18,828	教育総務課

No.	科 目						細 事 業 名	節		細 節		説 明	補 正 前	補 正 額	計	担 当 課
	款		項		目											
11	10	教育費	3	中学校費	2	教育振興費	中学校教育振興事業	17	備品購入費	1	備品購入費	令和7年度学級数の増加に伴う教材用備品購入費の増額	10,418	19	10,437	教育総務課
12	10	教育費	5	社会教育費	2	公民館費	公民館維持管理事業	10	需用費	1	消耗品費	八千代台公民館施設内改修に係る実施設計業務委託料の増額	44,257	3,388	47,645	八千代台東南公民館
13	10	教育費	5	社会教育費	8	文化施設運営費	文化施設運営管理事業	17	備品購入費	1	備品購入費	勝田台ステーションギャラリーのシャッター修繕工事に伴う負担金の追加	219,697	1,940	221,637	文化・スポーツ課
計													2,415,499	70,635	2,486,134	

繰越明許費の補正

【追加】				(単位：千円)
No.	款	項	事業名	金額
1	10 教育費	1 教育総務費	旧八千代少年自然の家用地確定測量業務委託	15,000
2	10 教育費	2 小学校費	大和田小学校長寿命化改修工事に係るPFI空調設備移設等業務委託	18,843
3	10 教育費	5 社会教育費	八千代台公民館施設内改修に係る実施設計業務委託	3,388
4	10 教育費	5 社会教育費	勝田台ステーションギャラリーのシャッター修繕工事に伴う負担金	1,940

債務負担行為の補正

【追加】			
No.	事項	期間	限度額
1	腸内細菌等検査業務委託	自 令和6年度 至 令和8年度	腸内細菌等検査業務委託に要する概定金2,080千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
2	学校音楽会バス借上業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	学校音楽会バス借上業務委託に要する概定金3,473千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲以内
3	中央図書館・勝田台図書館・緑が丘図書館指定管理業務委託	自 令和6年度 至 令和11年度	中央図書館・勝田台図書館・緑が丘図書館指定管理業務委託に要する概定金1,273,949千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
4	市民ギャラリー指定管理業務委託	自 令和6年度 至 令和11年度	市民ギャラリー指定管理業務委託に要する概定金459,454千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
5	産業廃棄物処分業務委託	自 令和6年度 至 令和9年度	産業廃棄物処分業務委託に要する概定金6,848千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内

議案第 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することを市長に申し出ることについて，ご承認願いたい。

令和 6 年 1 1 月 1 3 日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

記

1 公の施設の名称

八千代市市民ギャラリー，八千代市立中央図書館，八千代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館

2 指定管理者となる団体

共同企業体名 オーエンス・T R C グループ

代表者 東京都中央区銀座四丁目 1 2 番 1 5 号

株式会社オーエンス

代表取締役 大 木 一 雄

構成員 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷 一 文 子

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

八千代市市民ギャラリー，八千代市立中央図書館，八千代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館の指定管理者について，オーエンス・T R C グループを指定いたしたい。

千葉県児童生徒科学作品展審査結果について
令和6年度結果（19点中6点入賞）

【小学校の部】

＜科学工夫作品＞（7点）

学年	学 校 名	科 学 工 夫 作 品 名
2	村上東小学校	ジシャクレーン
4	大和田南小学校	じしゃくで自由なオルゴール 優秀賞
4	萱田南小学校	立体パラパラまんが
5	大和田南小学校	回せ！ならせ！ドラムセット
5	村上北小学校	電池チェッカー
6	西高津小学校	せわしい青い鳥
6	村上北小学校	高性能空気砲

＜科学論文＞（6点）

学年	学 校 名	科 学 論 文 名
1	みどりが丘小学校	いろのふしぎ
2	村上東小学校	くきとねの光のじっけん
3	阿蘇米本学園	アリから家をまもれるか②
4	勝田台小学校	冷やす！
6	萱田南小学校	自動水やり機 ガーゼとストローの給水パイプ作り 優良賞
6	大和田西小学校	これが5年間の研究成果だ！圧縮空気ほう 優良賞

【中学校】

＜科学工夫作品＞（3点）

学年	学 校 名	科 学 作 品 名
1	東高津中学校	Rechargeable
2	高津中学校	卵を狙うスピノサウルス VS ティラノサウルス
3	大和田中学校	OLD NEW TV 優良賞

＜科学論文＞（3点）

学年	学 校 名	科 学 論 文 名
2	村上中学校	Stometa world travelogve - 気孔の世界紀行－ 優秀賞
2	高津中学校	水回りの汚れⅢ
3	大和田中学校	酵素Ⅲ 佳作

八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

現行	改正案								
<u>八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び第31条第2項の規定により、<u>八千代市適応支援センター</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市は、不登校児童生徒(高等学校及び中等教育学校の後期課程に在学する者を除く。以下同じ。)<u>の自立を促すとともに、学校生活への復帰を図ることを支援するために、八千代市適応支援センター</u>(以下「<u>適応支援センター</u>」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第3条 <u>適応支援センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>八千代市適応支援センター</u></td><td>八千代市八千代台北8丁目9番12号</td></tr> </table>	名称	位置	<u>八千代市適応支援センター</u>	八千代市八千代台北8丁目9番12号	<u>八千代市教育支援センターの設置及び管理に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び第31条第2項の規定により、<u>八千代市教育支援センター</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市は、不登校児童生徒(高等学校及び中等教育学校の後期課程に在学する者を除く。以下同じ。)<u>に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談及び支援を行うことにより、その社会的自立を促すために、八千代市教育支援センター</u>(以下「<u>教育支援センター</u>」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第3条 <u>教育支援センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>八千代市教育支援センター</u></td><td>八千代市八千代台北8丁目9番12号</td></tr> </table>	名称	位置	<u>八千代市教育支援センター</u>	八千代市八千代台北8丁目9番12号
名称	位置								
<u>八千代市適応支援センター</u>	八千代市八千代台北8丁目9番12号								
名称	位置								
<u>八千代市教育支援センター</u>	八千代市八千代台北8丁目9番12号								

(業務)

第4条 適応支援センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不登校児童生徒の学校生活への復帰のための指導及び援助に関する
こと。
- (2) (略)
- (3) その他適応支援センターの設置の目的を達成するために必要な業
務に関すること。

(通所資格)

第5条 適応支援センターに通所できる者は、市内に住所を有する不登校
児童生徒とする。

(通所の許可)

第6条 不登校児童生徒の保護者は、適応支援センターへの通所について
八千代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなけれ
ばならない。

(通所の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、適応支援
センターの通所を許可しないことができる。

- (1) 適応支援センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) (略)

(業務)

第4条 教育支援センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不登校児童生徒の社会的自立のための支援に関すること。
- (2) (略)
- (3) その他教育支援センターの設置の目的を達成するために必要な業
務に関すること。

(通所資格)

第5条 教育支援センターに通所できる者は、市内に住所を有する不登校
児童生徒とする。

(通所の許可)

第6条 不登校児童生徒の保護者は、教育支援センターへの通所について
八千代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなけれ
ばならない。

(通所の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育支援
センターの通所を許可しないことができる。

- (1) 教育支援センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) (略)

(3) その他適応支援センターの管理上支障があると認められるとき。

(通所の許可の取消し等)

第8条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) その他適応支援センターの管理上支障があると認められるとき。

(職員)

第9条 適応支援センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、適応支援センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(3) その他教育支援センターの管理上支障があると認められるとき。

(通所の許可の取消し等)

第8条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) その他教育支援センターの管理上支障があると認められるとき。

(職員)

第9条 教育支援センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、教育支援センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

指定管理者の指定について（八千代市市民ギャラリー，八千代市立中央図書館，八千代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館）

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者 オーエンス・TRCグループ

ア 代表者 株式会社オーエンス

イ 構成員 株式会社図書館流通センター

(2) 設立年月日

ア 株式会社オーエンス

昭和 3 4 年 6 月 1 日

イ 株式会社図書館流通センター

昭和 5 4 年 1 2 月 2 0 日

(3) 業務内容

ア 株式会社オーエンス

公共施設の管理運営，ビル管理業務，スポーツ・文化施設運営管理事業，ビルマネジメント業務，レストラン関係事業など様々なサービスを提供。

イ 株式会社図書館流通センター

地方自治法による指定管理者制度に基づく図書館運営，公共図書館・学校図書館を中心とした図書館運営業務の受託，各図書館仕様に基ついた装備付図書及び視聴覚資料の販売，書誌データベース「TRC MARC」の作成・販売，図書館専用 I C タグの開発・販売，図書館用品・什器・機器の販売等，図書館を効率よく運営するための様々なサービスを提供。

(4) 役員

ア 株式会社オーエンス

代表取締役 1 人，取締役 3 人，監査役 2 人

イ 株式会社図書館流通センター

代表取締役 1 人，取締役 1 0 人，監査役 4 人

(5) 事業実績（指定管理者としての施設管理運営実績）

ア 株式会社オーエンス

株式会社図書館流通センターと共同企業体として平成 2 7 年 7 月から令和元年度まで八千代市立中央図書館・八千代市市民ギャラリーの指定管理業務を受託，令和 2 年度からは八千

代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館を含めた、八千代市立中央図書館・八千代市市民ギャラリー等の指定管理業務を受託しており、現在、同施設を運営管理している。

イ 株式会社図書館流通センター

平成 27 年 5 月から八千代市立緑が丘図書館、平成 29 年 4 月から八千代市立勝田台図書館、また株式会社オーエンスと共同企業体として平成 27 年 7 月から令和元年度まで八千代市立中央図書館・八千代市市民ギャラリーの指定管理業務を受託、令和 2 年度からは八千代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館を含めた、八千代市立中央図書館・八千代市市民ギャラリー等の指定管理業務を受託しており、現在、同施設を運営管理している。

2 指定管理者の選定の結果

- (1) 申請者数 1（公募）
- (2) 選定理由 令和 6 年 10 月 25 日に開催された教育委員会所管施設指定管理者選考委員会において、審査基準に基づき審査した結果、合格基準を満たしていたことから、指定管理者候補者として選定したものである。